

携帯電話の複数契約の誘いには注意を！！

北海道立消費生活センターでは、次のように「気軽なアルバイトだと思い込み複数の携帯電話を契約して、機種本体を譲り渡した後に、高額な請求がきて支払えなくなった。」という相談が寄せられています。

大学や専門学校などで、先輩から後輩へ等の信用性が高く誘いを断れない関係性を利用して勧誘されるケースがあるため、説明とは違う高額請求がきてはじめて、騙されたのではないかと気づき相談にくるようです。

【事例1】

大学の先輩から『アルバイトだ。』と勧められ、複数台の携帯電話を契約をして機種本体を渡したら、報酬をもらえると説明された。

各社をまわり、複数台を契約し、契約書面も手元にある。契約した後、機種本体は先輩に渡した。

先輩からは、『契約後、1ヶ月過ぎて解約したら携帯電話会社への支払いを続けることはないし、解約料もかかるとは説明されていた。

しかし、解約手続きをしたところ、契約期間中の通話料、解約による違約金、端末機種代金で、合計で数十万円もの請求を受けて、驚いた。

携帯電話の利用は止まったが、渡してしまった携帯電話本体は取り戻してもらえそうにもないし、約束の報酬も受け取っていない。

学生のため、請求された金額を支払うことは難しい。先輩は、支払わなくてよいというが、どうしたらよいか。

(20代、男性)

このように、「アルバイト」等と話しをもちかけ、携帯電話を契約させて機種本体を手放すよう仕向けられる等、同様の相談が寄せられています。

大学や専門学校などの友人関係や、部活動の先輩や後輩の関係など、信用性の高い関係や、誘われると心情的に断りにくい関係を利用し、契約について知識の浅い若年者を狙ったものと思われます。

この事例のケースでは、1台ごとの契約は、有効に成立していると思われるため、複数台を契約していても、解約時には1台毎に契約に基づいた解約手続になるものと思われます。

また、店頭で契約内容の説明とともに契約書面も交付されている場合、既に成人し契約内容を理解できるものと判断されてしまうものと思われますので、たとえ、相談者が「契約者に請求がくることを知らなかった」と主張しても認められる可能性は低いものと思われます。

請求金額が高額になりすぐに支払えない場合は、支払い方法などについて、携帯電話会社と相談することになります。

しかし、契約当事者の判断力が低下しているような方や、恫喝されるなど恐怖心から従わざるをえなかった等、契約時に特別な事情があるようなケースでは、状況によって警察にも事情を連絡しておく必要があると思われます。

1. 問題点

- (1) 携帯電話の契約では、通信サービスの契約と機種本体の購入契約の2つの契約をすることになります。
機種代金については、分割払いを選択すると、毎月の通信料金とともに請求され、支払うこととなりますが、契約期間内に解約をする(中途解約)と、違約金や機種代金の残額を一括払いで請求されるなど、思わぬ高額になる場合があります。
- (2) 契約そのものが有効に成立していれば、相談事例のように「解約しても支払う必要はない」、「解約料はかからない」ということはありません。必ず、契約当事者のところに料金が請求されることとなります。
もし複数台を契約していれば、かかる経費の複数台分が請求されるということになります。
- (3) 携帯電話の機種本体を他者へ譲り渡してしまった場合、それを犯罪等に利用される可能性も考えられ、犯罪行為に加担したとも捉えられかねません。
- (4) 高額な金額は支払えないからと、目の前の支払いのために、安易に借金をしてしまうと、“返済のために借りる”ことになり、結果として多重債務となり経済的に逼迫した状況にもなりかねません。

2. 消費者への助言

- (1) アルバイトになるからと複数台の携帯電話の契約の話を持ちかけられても、絶対に断りましょう。
- (2) もしも契約してしまい、後で騙されたかもしれないと気づいた時には、出来るだけ早急に、携帯電話会社に利用停止の手続きをしてください。
そして、消費生活相談窓口や消費生活センターへお問い合わせください。
- (3) 契約そのものが有効に成立している場合、支払いを免れることはできないと思われませんが、高額な金額を一度に支払えないからと、安易に借金をし“返済のために借りる”ことはやめましょう。支払える方法や金額等について、携帯電話会社と相談する必要があります。

おかしいなと思ったら、すぐにお近くの消費生活相談窓口や当センター相談専用窓口へお問い合わせください。

北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999